

被災建築物応急危険度判定について

【被災建築物応急危険度判定とは】

被災建築物応急危険度判定は、地震により被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性や建築物の外壁等の落下、転倒の危険性をできる限り速やかに判定して、その判定結果に基づいて恒久的復旧までの間、被災した建築物の使用等に当たっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次災害を防止することを目的としています。

その判定結果は、「危険」は赤、「要注意」は黄、「調査済」は緑のそれぞれ色のついた判定ステッカーを使用し、建築物の出入口等が見やすい場所に表示します。

判定ステッカーを建築物の出入口等や敷地の外からも見やすい場所に表示することは、その建築物の所有者等だけでなく、付近を通行する歩行者などへも、その建築物の危険性等の情報を提供することが必要だからです。

また、この判定は、被害を受けた建築物を建築の専門家が直接調査するため、被害を受けた建築物に不安を抱いている被災者の不安解消等にも繋がると言われています。

【被災建築物応急危険度判定は誰が行うのか】

被災建築物応急危険度判定は、基本的には地震により被害を受けた市町村が実施します。

県は、被害を受けていない市町村や民間の被災建築物応急危険度判定士等とその実施への支援を行います。

建築物の安全性を確保する責任は、その建築物の所有者等にあり、その建築物が地震により被害を受けた場合でも、その責任においてその建築物の安全性を確保していく必要があります。

しかしながら、地震が発生した場合、被害を受けた建築物の所有者等がその建築物の安全性を自ら調査するのは困難であり、またその被害を受けた建築物が道路や隣家など、周辺に危険を及ぼすことが考えられるときは、所有者等だけでなく歩行者などにも被害を与えてしまう可能性があります。

このようなことから、地域住民の安全を図っていくためにも、被災した市町村が地震直後の応急対策の一つとして被災建築物応急危険度判定を実施することとし、県は被災した市町村が実施する判定活動を支援することとしています。

【被災建築物応急危険度判定の調査方法】

被災建築物応急危険度判定の調査は、木造、鉄筋・鉄筋鉄骨コンクリート造及び鉄骨造の構造種別ごとに判定調査表の判定項目に従って実施します。

調査は、調査対象となる全ての建築物について外観調査を行いますが、必要に応じて内観調査も行います。この場合は、使用者等の承諾を得て実施することになります。

判定は、建築物の傾斜や壁の被害などを調査する「隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」と瓦や窓ガラス、外装材などの落下の危険度を調査する「落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の大きく分けて2つの観点から行い、このいずれかの危険度の大きい方をその建築物の危険度として「総合判定」をします。

判定の結果は、「総合判定」により、「危険」（赤）・「要注意」（黄）・「調査済」（緑）の3段階に区分されます。

(A3用・赤色用紙)

応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

◆この建物の立ち入ることは危険です
◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後
にして下さい

建物名称

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話 -

(A3用・黄色用紙)

応急危険度判定結果

要注意

LIMITED ENTRY

◆この建物の立ち入る場合は十分注意してください
◆応急的に補強する場合は専門家にご相談ください

建物名称

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話 -

(A3用・緑色用紙)

応急危険度判定結果

調査済

INSPECTED

◆この建物の被災程度は小さいと考えられます
◆建物は使用可能です

建物名称

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話 -